

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

令和5年10月25日

東京都知事 殿



申請者

郵便番号 〒200-0000

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3

対象外

氏名 代

株式会社

北留間 宏明

対象外

(法人にあっては代表者の氏名)

電話番号 042-565-1336

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

一般廃棄物処理施設の種類の種類

破砕

[廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、廃蛍光灯ランプ]

圧縮梱包

[廃プラスチック類、紙くず、繊維くず]

圧縮

[空き缶]

(溶融

[廃プラスチック類(発泡スチロール)])

(発酵

[食品残さ(生ごみ)、汚泥(有機性のものに限る。)])

許可の年月日

令和2年8月27日

(当初 平成18年7月20日)

許可番号

一施第1003号

変更の内容

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、廃蛍光灯ランプ、空き缶、食品残さ(生ごみ)、汚泥(有機性のものに限る。))

一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

変更前

 $\text{m}^3/\text{日} = (\text{m}^3/\text{時間} \times \text{時間})$
397.1t/日(12時間)

変更後

 $\text{m}^3/\text{日} = (\text{m}^3/\text{時間} \times \text{時間})$
461.6t/日(12時間)埋立地の面積 m^2 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 埋立容量 m^3

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

別紙「処理能力計算書、仕様書、平面図」のとおり

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙2のとおり

変更の理由

事業拡大のため

着工予定年月日

令和6年2月1日

使用開始予定年月日

令和6年4月1日

※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
※事務処理欄		
添付書類及び図面	01. 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 02. 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 03. 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 04. 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 05. 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図 06. 変更後の当該一般廃棄物の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 07. 変更後の当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 08. 施行規則第3条第5項第7号から第15号までに掲げる書類	
備考		
01. ※欄は記入しないこと。 02. 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 03. Δ印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第一条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値 04. Δ印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 05. 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		
※手数料欄		

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
ひるまうんそうかぶしがいいしゃ 比留間運送株式会社	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3	

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当なし		
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
ひるま 比留間 宏明 /	対象外 代表取締役	対象外 東京都武蔵村山市中央2丁目135番地の2
ひるま 比留間 菜月 /	対象外 代表取締役	対象外 東京都武蔵村山市中央2丁目135番地の2
ひるま 比留間 久仁男 /	対象外 取締役	対象外 東京都武蔵村山市中央2丁目18番地の3
まつもと 松本 栄二 /	対象外 取締役	対象外
おの 小野 吉雄 /	対象外 取締役	
あまみ 天沼 智弘 /	対象外 取締役	
すずき 鈴木 理之 /	対象外 取締役	
ひるま 比留間 澄枝 /	対象外 監査役	
		東京都武蔵村山市中央2丁目18番地の3

(第4片)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	23,600株 /		出資の額	1,180万円 /
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の額	本 籍	
		割 合	住 所	

不開示

2
1
8
9

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
該当なし		

申請の概要

不開示



2環多第10号

一般廃棄物処理施設変更許可証

令和 2年 8月 27日

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3

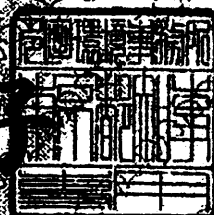
氏名 比留間通法株式会社

代表取締役 比留間 宏明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日	令和 2年 8月 27日 (当初 平成28年7月20日)	許可番号	一第第 1003 号
施設の種類及び 処理する 一般廃棄物の種類	破砕 [廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁 器くず、がれき類、廃蛍光灯等] 圧縮梱包 [廃プラスチック類、紙くず、繊維くず] 圧縮 [空き缶] 溶融 [廃プラスチック類(発泡スチロール)] 発酵 [食品残さ(生ごみ)、汚泥(有機性のものに限る。)] (詳細は裏面のとおり)		
設置場所	東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5		
処理能力	破砕 172.4 t/日 (12時間稼働) 圧縮梱包 204.3 t/日 (12時間稼働) 圧縮 14.5 t/日 (12時間稼働) (溶融 2.2 t/日 (12時間稼働)) (発酵 3.5 t/日 (12時間稼働)) (詳細は裏面のとおり)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(裏面あり)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

(裏面)

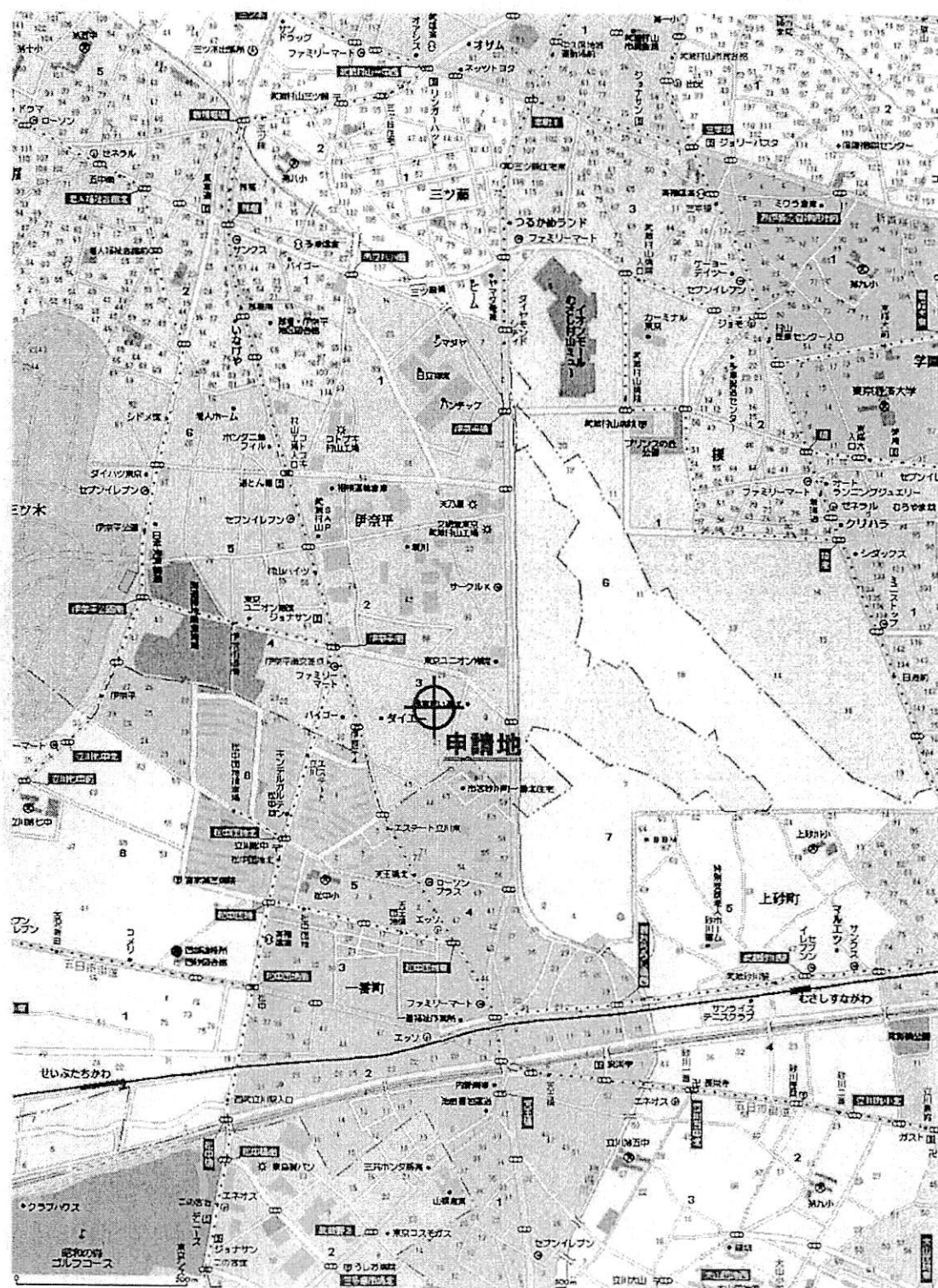
施設の種別、一般廃棄物の種類及び処理能力の詳細

施設の種別	一般廃棄物の種類	処理能力
破碎	廃プラスチック類	6.3 t/日
破碎	廃プラスチック類	48.0 t/日
破碎	繊維くず	82.1 t/日
破碎	廃プラスチック類	44.7 t/日
破碎	繊維くず	32.3 t/日
破碎	木くず	17.1 t/日
破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類の混合物	53.5 t/日
破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート、陶磁器くずの混合物（廃蛍光灯、蛍光灯の破片、水銀使用製品が一般廃棄物になったものを含む。）	2.8 t/日
圧縮梱包	廃プラスチック類	180.0 t/日
圧縮梱包	繊維くず	166.8 t/日
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.3 t/日
圧縮梱包	繊維くず	17.2 t/日
圧縮	空き缶	4.8 t/日
圧縮	空き缶	10.2 t/日
熔融	廃プラスチック類（発泡スチロール）	2.4 t/日
発酵	食品残さ（生ごみ）、汚泥（有機性のものに限る。）	3.5 t/日

(以下余白)

施設の周辺図

施設の案内図等

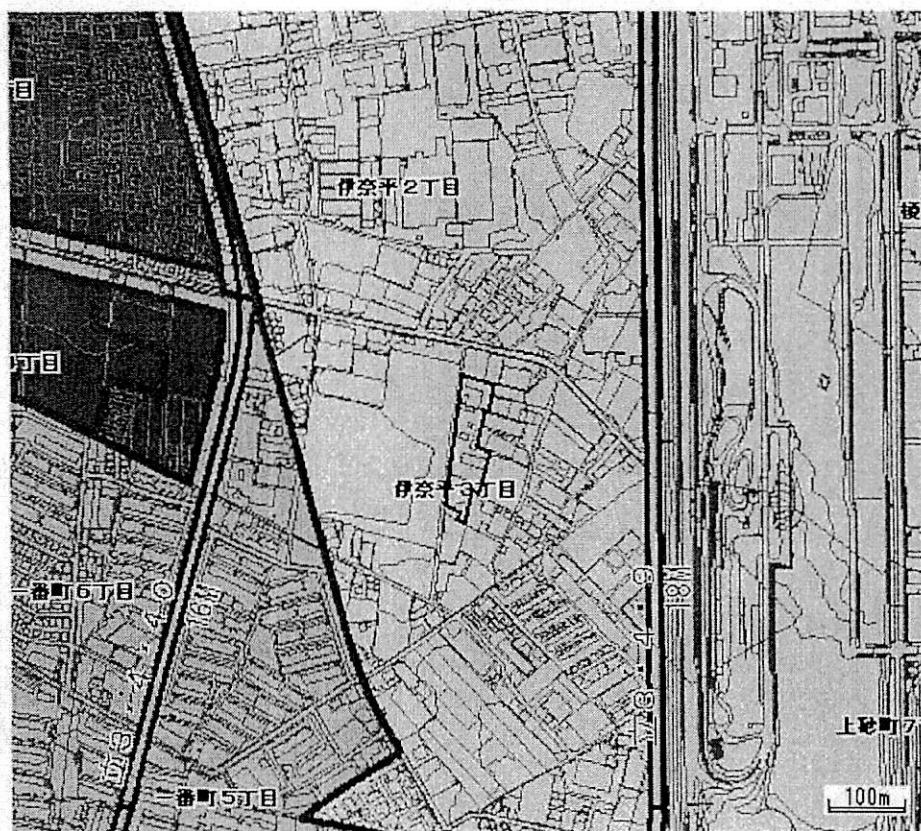


名 称 比留間運送株式会社 伊奈平工場

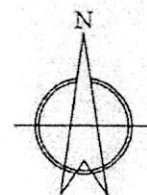
所在地 東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5

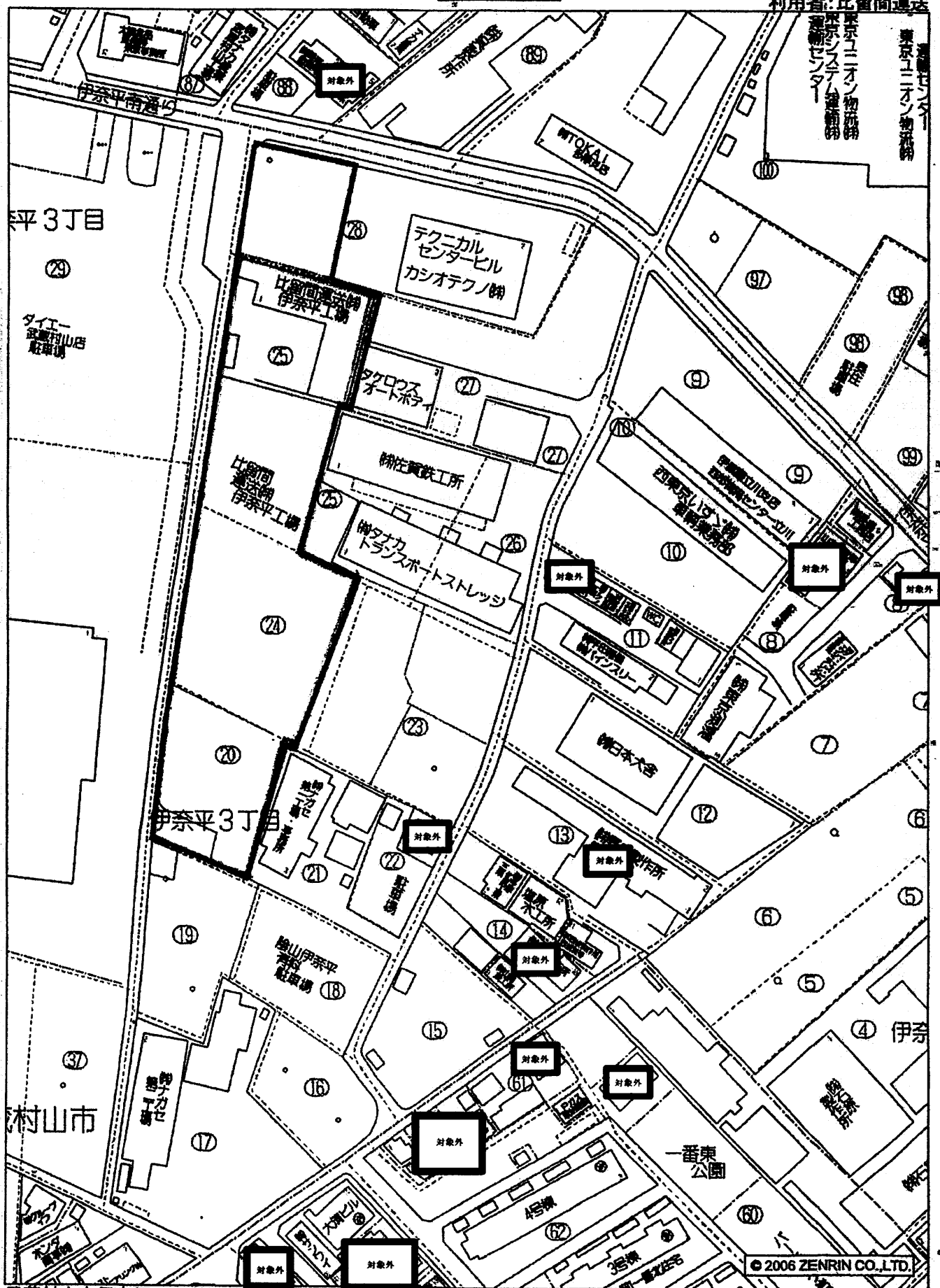
電 話 042-560-8806

施設の案内図等（用途地域）



表示	内容
	第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	工業地域





変更前

□○□○	保管場所
—	U字溝
□□□	グリストラップ
封材	気密施設
大文字 (A~)	産業廃棄物処理場保管場所
数字 (1~)	産業廃棄物処理場保管場所
小文字 (a~)	産業廃棄物処理場保管場所
大文字 (A~)	産業廃棄物処理場保管場所

変更後

開示

□○□○	保管場所
—	U字溝
グリッド	グリストラップ
かた	処理施設
大文字 (A~)	産業廃棄物処理前保管場所
数字 (1~)	産業廃棄物処理後保管場所
小文字 (a~)	産業廃棄物積替保管場所
大文字 (A'~)	産業廃棄物処理前保管場所

处理能力一覽表

処理能力一覧表

施設種類	許可品目		処理能力	施設型式
(ア) 圧縮	産廃	金属くず	4.3t/日	不開示
	一廃	空き缶		
(イ) 破碎	産廃 一廃	木くず	17.1 t/日	
(ウ) 破碎	産廃 一廃	廃プラ類、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラ 陶、がれき類、ゴムくず	53.5t/日	
(エ) 焼却炉	産廃	紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ	4.8t/日	
	一廃	紙くず、木くず、繊維くず、 生ごみ		
(オ) 発酵	産廃	動植物性残さ、汚泥	3.5t/日	
	一廃	生ごみ、汚泥		
(カ) 破碎	産廃 一廃	金属くず（蛍光管） ガラ陶（蛍光管）、廃プラ類	2.8t/日	
(キ) 圧縮・梱包	産廃	廃プラ類	180.0t/日	
	一廃	紙くず	166.8t/日	
(ク) 破碎	産廃 一廃	廃プラ類	6.3t/日	
(ケ) 溶融	産廃 一廃	廃プラ類	2.4t/日	
(コ) 破碎	産廃	廃プラ類	48.0t/日	
	一廃	繊維くず	32.1t/日	
(サ) 圧縮・梱包	産廃	廃プラ類	24.3t/日	
	一廃	繊維くず	17.2t/日	
(シ) 破碎	産廃 一廃	廃プラ類、繊維くず	44.7t/日	
(ス) 圧縮	産廃	金属くず	10.2t/日	
	一廃	空き缶		
(セ) 破碎	産廃	ガラ陶、がれき類	480.0t/日	
	一廃			
(ソ) 破碎	産廃	木くず	186.4t/日	
	一廃			
(タ) 造粒	産廃	ガラ陶、がれき類	6.1 t/日	
	一廃			

※灰色のセルは産廃限定の処理施設

処理能力一覧表

施設種類	許可品目	処理能力	施設型式
不開示			

能力計算書

不開

不開示

不開示

不開示

時間処理能力計算書

不開示

不開示

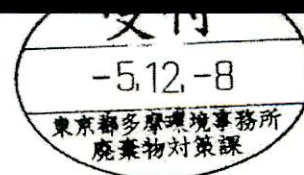
不開示

不

保管場所

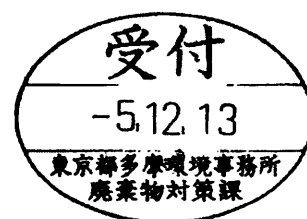
6-2 保管する産業廃棄物の一覧表 (1/3)

不開示



6-2 保管する産業廃棄物の一覧表 (2/3)

不開示



6-2 保管する産業廃棄物の一覧表 (3/3)

不開示



6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	廃プラスチック類（発泡スチロール）（M）	
処分前後	不開示	不開示
図面	不開示	
写真	不開示	
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（発泡スチロール）(M)	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	廃プラスチック類 (L)	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
[都計算欄]		

変更後

6-3,4 保管場所等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (L)	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (3)	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (3)✓	
処分前後	不開示	不開示
図面	不開示	
写真		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	廃プラスチック類 (16)	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
〔都計算欄〕		

6-3,4 保管場所等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (H) ✓	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	汚泥、動植物性残さ (24)	
処分前後	不開示	不開示
図面	不開示	
写真	不開示	
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	汚泥、動植物性残さ（24）	
処分前後	不開示	不開示
図面	不開示	
写真		
[都計算欄]		

6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	可燃物 (35) /	
処分前後	不開示	不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
[都計算欄]		

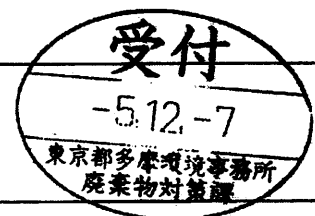
6-3,4 保管場所等

廃棄物の種類	廃プラスチック類 (16)	
処分前後	不開示	不開示 /
図面		
不開示		
写真		
[都計算欄]		

「技術上の基準」および
「維持管理の技術上の基
準」への適合状況

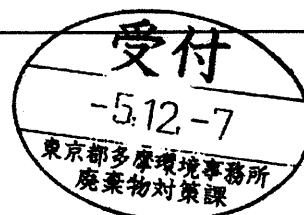
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 (1/2)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条	当該施設の技術基準に関する計画
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	全面コンクリート敷の敷地内に強固に設置する。また、振動レベルの大きい施設は防振架台に設置するので、構造耐力は安全を満たしている。
二 削除	—
三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	処理施設は電力使用のため、処理に伴い生ずる排ガス及び排水はなく、薬剤等も使用しない。腐食ににくい材料の使用、塗布により腐食を防止する。
四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	施設及び処理前、処理後の保管場所は、既存の処理施設内に設置するため、ごみの飛散、流出、悪臭発散の恐れはない。また施設は約5m～13.7mの塀または建物の壁で防止している。
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	別紙「 不開示 」の増設に伴う生活環境影響調査書」参照。
六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	床面はコンクリート敷きである。ごみの処理に伴う排水はない。
七 焼却施設にあつては、次の要件を備えていること。	該当なし
八 ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却炉を用いた焼却施設にあつては、次の要件を備えていること。	該当なし
九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第七号りの規定の例による。	該当なし



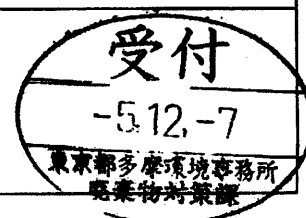
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 (2/2)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条	当該施設の技術基準に関する計画
十 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。	該当なし
十一 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	該当なし
十一 ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	該当なし
十一 ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	爆風が生じるような廃棄物が混入する可能性は極めて低いと、目視により、異物の混入の有無を確認する。異物を検知した場合、電源を落とし、異物を取り除く。微妙な油漏れは、備え付けの土嚢袋から中身を取り出して撤き、油の拡散を防止する。
十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次の要件を備えていること。	該当なし (1) 2. 図 2. 1 参照 (2) 図 2. 2 参照
十三 選別施設にあつては、次の要件を備えていること。	該当なし
十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。	該当なし
十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水なし



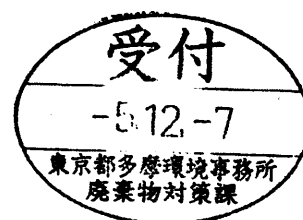
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 (1/2)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	受け入れる廃棄物の量を常に監視し、施設の処理能力を超えないように運転する。
二 焼却施設にあつては、次のとおりとする。	該当なし
三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。	該当なし
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当なし
五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	該当なし
六 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	該当なし
六 ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当なし
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。	該当なし
八 選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当なし
九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。	該当なし



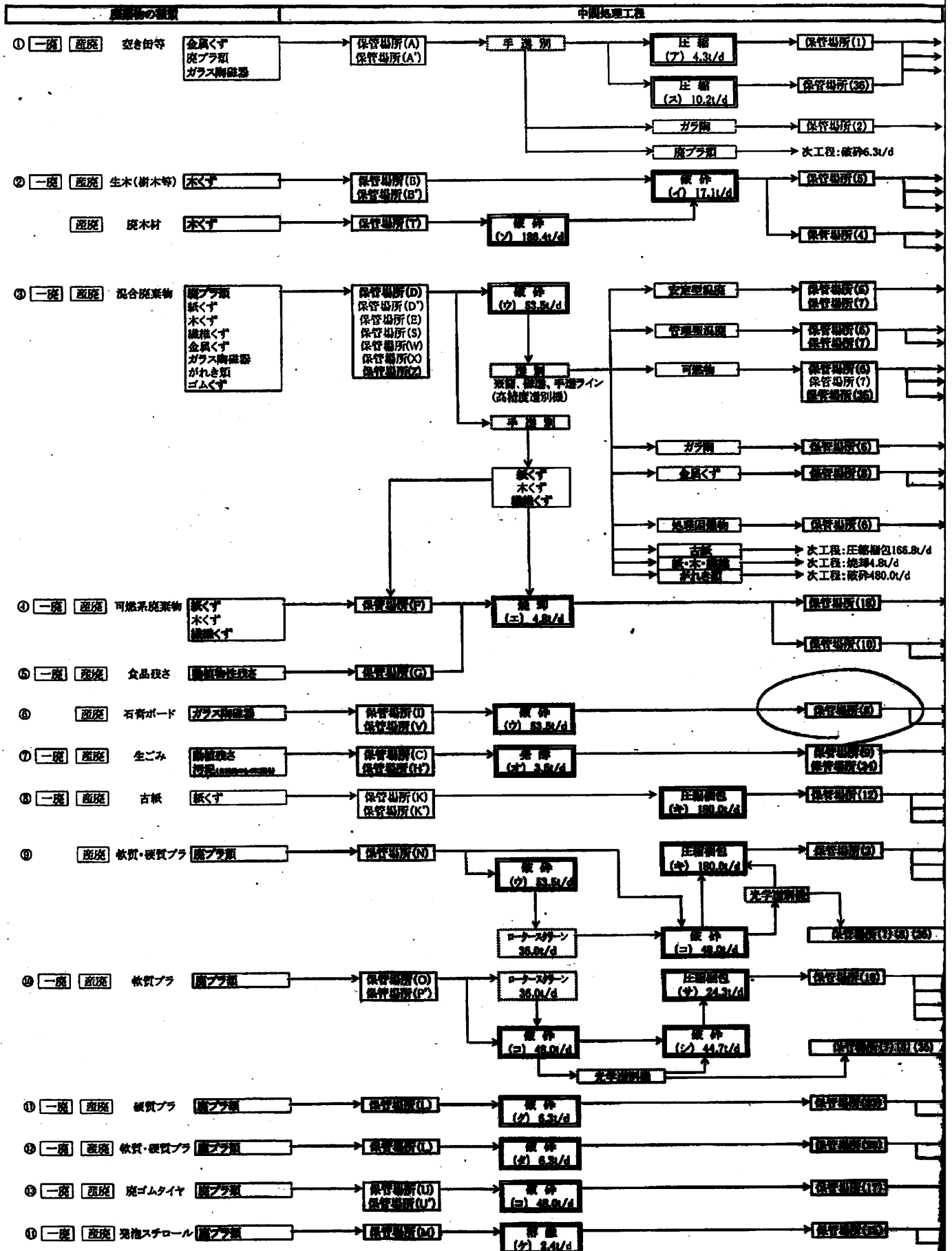
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 (2/2)

十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設は約 5m～13.7mの塀または建物の壁で囲っているため、飛散及び悪臭の発散はない。さらに悪臭に関しては、廃棄物の長期保管をせず、速やかに処理し搬出する。また、悪臭の発生が予測される場合は、消臭剤を使用する。
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内の清掃に努め、清潔に保つと共に、定期的に清掃を行い、害虫の発生を防止する。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	作業用機械は、低騒音・低振動の機器を採用し、発生源自体の騒音・振動レベルを低減する。また、設備機器の整備点検を行い、整備不良による騒音・振動の増加を防止する。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	ごみの処理に伴う排水はない。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、処理施設は従業員による日常点検及びメーカーによる定期点検を実施する。またばい煙、水質は該当しない。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	該当なし
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	作成の上、3年間保存する。



处理工程图

4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図)
比留間運送機伊奈平工場 廃棄物処理工程図

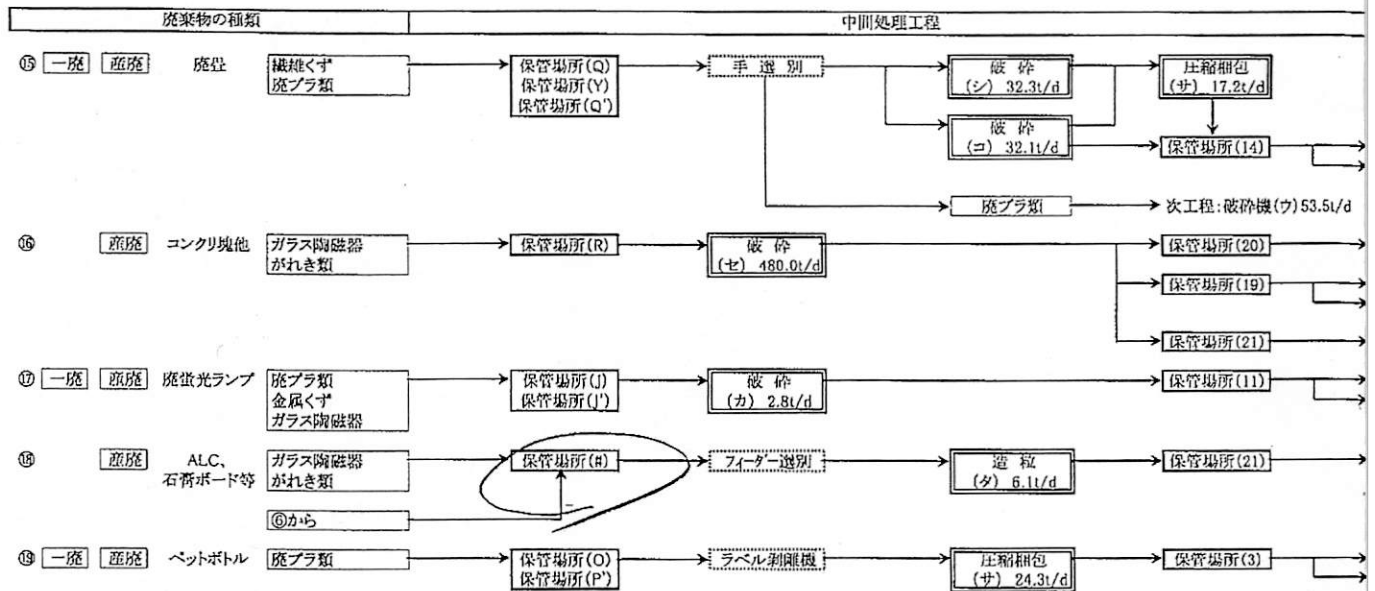


変更前

施設所在地 : 東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5
 許可番号等 : 産業廃棄物処分業 東京都 第13-20-016103号 / 廃棄物再生事業者登録 東京都 第139号
 一般廃棄物処分業 武蔵村山市 第1号

区分	種類・名称	搬出先	搬出先住所	許可番号	用途等
再生	缶プレス				
再生	缶プレス				
再生	缶プレス				
再生	カレット				
再生	生木チップ				
再生	生木チップ				
再生	生木チップ				
再生	廃木チップ				
再生	廃木チップ				
埋立	安定型混廃				
埋立	管理型混廃				
埋立	管理型混廃				
再生	可燃物				
再生	可燃物				
再生	可燃物				
再生	ガラス陶磁器				
再生	鉄くず				
再生	鉄くず				
再生	処理困難物				
処分	燃え殻				
再生	燃え殻				
処分	ばいじん				
処分	ばいじん				
再生	ガラス陶磁器				
⑩へ					
再生	堆肥				
再生	シタスペーパー				
再生	シタスペーパー				
再生	古紙				
再生	廃プラ類				
再生	廃プラ類				
再生	廃プラ類				
→ 上記搬出先参照					
再生	廃プラ類				
再生	廃プラ類				
再生	廃プラ類				
再生	廃プラ類				
→ 上記搬出先参照					
再生	MIXプラ				
再生	塩化ビニル				
再生	MIXプラ				
再生	PETフレーク				
再生	廃ゴムタイヤ				
再生	GPAランプ				
再生	PSブロック				

4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図)
比留間運送(株)伊奈平工場 廃棄物処理工程図



変更前

施設所在地 : 東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5
許可番号等 : 産業廃棄物処分業 東京都 第13-20-016103号 / 廃棄物再生事業者登録 東京都 第139号
一般廃棄物処分業 武蔵村山市 第1号

区分	種類・名称	搬出先	搬出先住所	許可番号	用途等
再生	繊維くず	不開示			
再生	繊維チップ				
埋立	安定型泥炭				
再生	ガラス陶磁器				
再生	ガラス陶磁器				
再生	RC40-0				
再生	廃蛍光灯破砕物				
再生	廃蛍光灯破砕物				
再生	RC40-0				
再生	ペットボトルプレス				
再生	ペットボトルプレス				

4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図)
比留間運送株式会社伊奈平工場 廃棄物処理工程図

廃棄物の種類

中間処理工程

不開

変更後

施設所在地 : 東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5
許可番号等 : 産業廃棄物処分業 東京都 第13-20-016103号 / 廃棄物再生事業者登録 東京都 第139号
一般廃棄物処分業 武蔵村山市 第1号

区分	種類・名称	搬出先	搬出先住所	許可番号	用途等
----	-------	-----	-------	------	-----

示

4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図)
比留間運送(株)伊奈平工場 廃棄物処理工程図

廃棄物の種類	中間処理工程

不

変更後

施設所在地 : 東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5
許可番号等 : 産業廃棄物処分業 東京都 第13-20-016103号 / 廃棄物再生事業者登録 東京都 第139号
一般廃棄物処分業 武蔵村山市 第1号

区分	種類・名称	搬出先	搬出先住所	許可番号	用途等
----	-------	-----	-------	------	-----

示

資金の調達方法

資金の調達方法

(1) 変更にあつる設置資金とその調達方法

資金用途内訳	(単位 万円)	調達方法	(単位 万円)
不開示		不開示	

(2) 変更後の維持管理資金とその調達方法

資金用途内訳	(単位 万円/年)	調達方法	(単位 万円/年)
不開示		不開示	
不開示			

処理責任者、技術管理者
の設置に係る書類

令和5年10月25日

実務に従事した経験を有する証明書

東京都知事 小池 百合子 様

東比 対象外
市中央二丁目 18 番地の 3
社 会社
留間 宏 対象外

下記の者は、廃棄物の処理に関する実務に従事した経験を有する者である旨、証明致します。

記

- 1.氏名 対象外
- 2.住所 対象外
- 3.生年月日 対象外
- 4.職名 取締役 兼 工場長

5. 廃棄物処理の実務に従事していた事業所

①令和2年1月まで従事していた事業所

名称 比留間運送株式会社 入間工場

所在地 埼玉県入間市狭山台三丁目7番地の1

比留間運送(搬入)間工場：8 条施設と 15 条施設の許可を保有

※15 条施設についてはみなし許可のため 14 条許可証を添付

①令和2年2月から本事業地で従事している

6.廃棄物処理の実務に従事していた期間

約23年間（平成12年8月から）

以上

決算報告書

決算報告書

第 44 期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

比留間運送（株）

令和 3年 3月 31日現在

(單位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】 不開示	1,919,398,074 不開示	【流動負債】 不開示	269,524,702 不開示
 		【固定負債】 不開示	1,011,720,000 不開示
【固定資産】 （有形固定資産） 不開示	不開示 1,778,206,221 不開示		
（無形固定資産） 不開示	882,688 不開示	負債の部合計	1,281,244,702
（投資その他の資産） 不開示	208,296,453 不開示	純 資 産 の 部	
		【株主資本】 資 本 金 利 益 剰 余 金 不開示	2,625,538,734 11,800,000 2,613,738,734 不開示
資産の部合計	3,906,783,436	純資産の部合計	2,625,538,734
		負債純資産の部合計	3,906,783,436

損益計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額
【売上高】 廃棄物収集運搬処理売上高 不開示 その他売上高 不開示	2,493,134,725 不開示 82,567,659 不開示
【売上原価】 不開示	不開示
売上総利益 【販売費及び一般管理費】 営業利益 【営業外収益】 不開示	2,609,569,079 2,092,734,637 516,834,442 182,283,105 334,551,337
【営業外費用】 不開示	不開示
経常利益 【特別利益】 不開示	3,110,792 1,303,379 336,358,750
【特別損失】 不開示	5,016,239
税引前当期純利益 法人税住民税事業税	200,333,186 141,041,803 112,492,251
当期純利益	28,549,552

販売費及び一般管理費

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目		金 額	
販売費・一般管理費	不開示	不開示	
			182,283,105

製造原価報告書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

比留間運送 (株)

(単位：円)

科 目	金 額	
不開示		不開示
	不開示	
		不開示
	不開示	
		不開示
	不開示	
		不開示
		不開示
		不開示
		不開示

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

比留間運送 (株)

(単位：円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>11,800,000</u>
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>3,118,000</u>
その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高		2,100,000,000
	当期変動額	剰余金の内訳科目間の振替	200,000,000
	当期末残高		<u>2,300,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		487,971,182
	当期変動額	剰余金の配当	△5,900,000
		剰余金の内訳科目間の振替	△200,000,000
		当期純利益	28,549,552
	当期末残高		<u>310,620,734</u>
利益剰余金合計	当期首残高		2,591,089,182
	当期変動額		22,649,552
	当期末残高		<u>2,613,738,734</u>
株主資本合計	当期首残高		2,602,889,182
	当期変動額		22,649,552
	当期末残高		<u>2,625,538,734</u>
純資産の部合計	当期首残高		2,602,889,182
	当期変動額		22,649,552
	当期末残高		<u>2,625,538,734</u>

注記表

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

比留間運送（株）

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,170,260千円

4. 損益計算書に関する注記

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 23,600株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和2年5月25日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額 5,900千円

配当の原資 利益剰余金

一株当たりの配当額 250円

基準日 令和2年3月31日

決算報告書

第 45 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

比留間運送 (株)

貸 借 対 照 表

令和 4年 3月 31日現在

比留間運送（株）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,305,217,150	【流動負債】	329,040,666
不開示	不開示	不開示	不開示
		【固定負債】	1,261,720,000
		不開示	不開示
【固定資産】	不開示		
（有形固定資産）	1,802,745,786		
不開示	不開示		
（無形固定資産）	687,688		
不開示	不開示		
（投資その他の資産）	206,336,701	負債の部合計	1,590,760,666
不開示	不開示	純 資 産 の 部	
		【株主資本】	2,724,226,659
		資 本 金	11,800,000
		利 益 剰 余 金	2,712,426,659
		不開示	不開示
		純資産の部合計	2,724,226,659
資産の部合計	4,314,987,325	負債純資産の部合計	4,314,987,325

損益計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額
【売上高】 廃棄物収集運搬処理売上高 不 開 示 その他売上高 不 開 示	2,532,389,691 不 開 示 104,354,235 不 開 示
	2,663,793,283
【売上原価】 不 開 示	不 開 示
	1,961,296,488
売 上 総 利 益 【販売費及び一般管理費】 営 業 利 益 【営業外収益】 不 開 示	702,496,795 185,325,993 517,170,802 不 開 示
	20,665,353
【営業外費用】 不 開 示	不 開 示
	95,423
経 常 利 益 【特別利益】 不 開 示	537,740,732 不 開 示
	7,198,656
【特別損失】 不 開 示	不 開 示
	250,000,001
税引前当期純利益 法人税住民税事業税	294,939,387 190,351,462
当 期 純 利 益	104,587,925

販売費及び一般管理費

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額
不開示	不開示
販売費・一般管理費	185,325,993

製造原価報告書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

比留間運送 (株)

(単位 : 円)

科 目	金 額	
不 開 示		不 開 示
	不 開 示	
		不 開 示
	不 開 示	
		不 開 示
	不 開 示	
		不 開 示
		不 開 示
		不 開 示
		不 開 示

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	<u>11,800,000</u>
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	<u>3,118,000</u>
その他利益剰余金		
別途積立金	当期首残高	2,300,000,000
	当期変動額	剰余金の内訳科目間の振替 200,000,000
	当期末残高	<u>2,500,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高	310,620,734
	当期変動額	剰余金の配当 △5,900,000
		剰余金の内訳科目間の振替 △200,000,000
		当期純利益 104,587,925
	当期末残高	<u>209,308,659</u>
利益剰余金合計	当期首残高	2,613,738,734
	当期変動額	98,687,925
	当期末残高	<u>2,712,426,659</u>
株主資本合計	当期首残高	2,625,538,734
	当期変動額	98,687,925
	当期末残高	<u>2,724,226,659</u>
純資産の部合計	当期首残高	2,625,538,734
	当期変動額	98,687,925
	当期末残高	<u>2,724,226,659</u>

注記表

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

比留間運送（株）

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています。
 - ②無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①リース取引の処理方法
リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。
 - ②消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
3. 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,308,415千円
4. 損益計算書に関する注記
5. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 23,600株
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株
 - (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
令和4年5月20日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額	5,900千円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	250円
基準日	令和4年3月31日

決算報告書

第 46 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

比留間運送（株）

貸 借 対 照 表

令和 5年 3月 31日現在

比留間運送（株）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,569,570,199	【流動負債】	262,466,781
不開示	不開示	不開示	不開示
【固定資産】 （有形固定資産）	不開示 1,820,288,627	【固定負債】	1,361,720,000
不開示	不開示	不開示	不開示
（無形固定資産）	687,688		
不開示	不開示		
（投資その他の資産）	209,732,773	負 債 の 部 合 計	1,624,186,781
不開示	不開示	純 資 産 の 部	
		【株主資本】	2,976,072,506
		資 本 金	11,800,000
		利 益 剰 余 金	2,964,272,506
		不開示	不開示
資 産 の 部 合 計	4,600,259,287	純 資 産 の 部 合 計	2,976,072,506
		負債純資産の部合計	4,600,259,287

損益計算書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額
【売上高】 廃棄物収集運搬処理売上高 不 開 示 その他売上高 不 開 示	2,595,387,770 不 開 示 100,740,599 不 開 示
	2,722,297,716
【売上原価】 不 開 示	不 開 示
	2,007,185,820
売上総利益 【販売費及び一般管理費】 営業利益	715,111,896 198,158,420
【営業外収益】 不 開 示	518,953,476
	8,202,610
【営業外費用】 不 開 示	不 開 示
	1,357,187
経常利益 【特別利益】 不 開 示	525,798,899
	8,404,987
【特別損失】 不 開 示	不 開 示
	100,000,000
税引前当期純利益 法人税住民税事業税	434,203,886 176,458,039
当期純利益	257,745,847

販売費及び一般管理費

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額	
不開示	不開示	
販売費・一般管理費		196,158,420

製造原価報告書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

比留問運送（株）

（単位：円）

科 目	金 額	
不開示		不開示
	不開示	不開示
	不開示	不開示
	不開示	不開示
		不開示
		不開示

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

比留間運送（株）

（単位：円）

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>11,800,000</u>
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>3,118,000</u>
その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高及び当期末残高		<u>2,500,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		209,308,659
	当期変動額	剰余金の配当	△5,900,000
		当期純利益	257,745,847
	当期末残高		<u>461,154,506</u>
利益剰余金合計	当期首残高		2,712,426,659
	当期変動額		251,845,847
	当期末残高		<u>2,964,272,506</u>
株主資本合計	当期首残高		2,724,226,659
	当期変動額		251,845,847
	当期末残高		<u>2,976,072,506</u>
純資産の部合計	当期首残高		2,724,226,659
	当期変動額		251,845,847
	当期末残高		<u>2,976,072,506</u>

注記表

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

比留間運送（株）

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,460,833千円

4. 損益計算書に関する注記

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 23,600株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

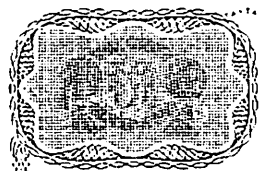
令和5年5月20日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額 5,900千円

配当の原資 利益剰余金

一株当たりの配当額 250円

基準日 令和5年3月31日



納税証明書

(その1 納税額等証明用)

納税

住所(納税地) 東京都武蔵村山市中央2丁目18番地の3

氏名(名称) 比留間運送 株式会社

代表者氏名 代表取締役 比留間 宏明

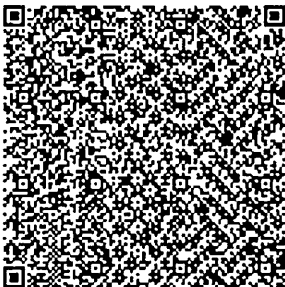
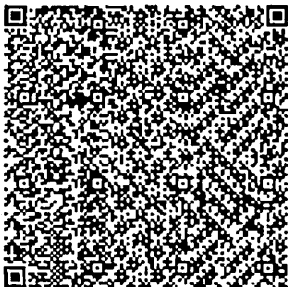
税目	法人税	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
		申告額	更正・決定後の額			
年度及び区分						
(自)令和2年4月1日 (至)令和3年3月31日 本税		不開示				*****
(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日 本税						*****
(自)令和4年4月1日 (至)令和5年3月31日 本税						*****
		以下	余	由		
(備考) ② 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。						

徴管(証明) 第 006022 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 5年 8月31日 立川税務署長

財務事務官 山田 晃央



定款

定 款

比留間運送株式会社

(令和2年6月11日改訂)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、比留間運送株式会社 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般区域貨物自動車運送事業
2. 産業廃棄物処理事業
3. 一般廃棄物処理事業
4. 産業廃棄物・一般廃棄物の再生処理業
5. 道路清掃事業
6. 倉庫保管事業
7. 梱包包装事業
8. 建物の解体事業
9. 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設・資源リサイクル施設の企画、開発、設計、販売
10. 資源リサイクル製品の企画、開発、販売
11. 古物売買並びにその受託販売
12. 一般廃棄物・産業廃棄物の処理に係るコンサルタント業務
13. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都武蔵村山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。取締役会が承認をしない場合、代表取締役は指定買い取り人を定めることができる。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第17条 当社は、取締役3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠で選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当会社に、社長 1 名を、必要に応じて会長及び副社長及び専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 社長は、当会社を代表する。

3 社長の他、取締役会決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 22 条 社長は、当会社の業務を統轄し、副社長または専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会は、社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査役の員数)

第 26 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 27 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 29 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

この定款は、令和5年10月25日現在、原本と相違ありません。

比留間運送株式会社

代表取締役 比留間 宏明 対象外

履歷事項全部證明書

履歴事項全部証明書

東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
比留間運送株式会社

会社法人等番号	0128-01-003068	
商号	比留間運送株式会社	
本店	東京都武蔵村山市大字中藤3544番地の3	
	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3	昭和60年11月1日町名 地番変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和53年5月20日	
目的	1. 一般区域貨物自動車運送事業 2. 産業廃棄物処理事業 3. 一般廃棄物処理事業 4. 産業廃棄物・一般廃棄物の再生処理事業 5. 道路清掃事業 6. 倉庫保管事業 7. 梱包包装事業 8. 建物の解体事業 9. 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設・資源リサイクル施設の企画、開発、設計、販売 10. 資源リサイクル製品の企画、開発、販売 11. 古物売買並びにその受託販売 12. 一般廃棄物・産業廃棄物の処理に係るコンサルタント業務 13. 上記各号に附帯関連する一切の事業 平成21年 3月16日変更 平成21年 4月 6日登記	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万3600株	
資本金の額	金1180万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。 取締役会が承認をしない場合、代表取締役は指定買い取り人を定めることができる。 平成19年 5月29日変更 平成19年 6月20日登記	

東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
比留間運送株式会社

役員に関する事項	取締役	比留間久仁男	3	平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
	取締役	酒井孝弘		平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
				令和 2年 1月15日辞任
				令和 2年 3月 5日登記
	取締役	比留間宏明	1	平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
	取締役	松本栄二	4	平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
	取締役	比留間菜月	2	平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
	取締役	小野吉雄	5	平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
	取締役	天沼智弘	6	令和 2年 6月11日就任
				令和 2年 6月11日登記
	取締役	鈴木理之	7	令和 2年 6月11日就任
				令和 2年 6月11日登記
東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 代表取締役	比留間久仁男			平成27年 5月27日重任
				平成27年 6月15日登記
				令和 5年 6月27日辞任
				令和 5年 7月21日登記
東京都武蔵村山市中央二丁目135番地の2 代表取締役	比留間宏明	1		令和 2年 6月11日就任
				令和 2年 6月11日登記
東京都武蔵村山市中央二丁目135番地の2 代表取締役	比留間菜月	2		令和 3年 9月 2日就任
				令和 3年 9月17日登記

東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
比留間運送株式会社

	監査役 比留間 澄枝 8	平成27年 5月27日重任 平成27年 6月15日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 8月 9日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和 5年 8月31日

東京法務局立川出張所
登記官

宮 崎 久 昭



整理番号 7371095

* 下線のあるものは抜粋事項であることを示す。

3/3

欠格事項に該当しない旨
の申出書

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和5年10月25日

東京都知事 小池 百合子 様

申請者

住所 東京市中央二丁目18番地の3

比 对象外 社

氏名 代 留間 宏 対象外
(法人) 及び代表者の

对象外

住民票

対象外

対象外

対象外

対象外

対象外

对象外

登記されていないことの
証明書

登記されていないことの証明書

①氏名	比留間 宏明
②生年月日	対象外
③住所	東京都 武蔵村山市 中央2丁目135番地の2
④本籍 ☐ 国籍	対象外

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71353

登記されていないことの証明書

①氏名	比留間 菜月
②生年月日	対象外
③住所	東京都 武蔵村山市 中央2丁目135番地の2
④本籍 ☐ 国籍	対象外

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71345

登記されていないことの証明書

①氏 名	比留間 久仁男	
②生年月日	対象外	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東京都	武蔵村山市
	丁目 大字 地番	
	中央 2丁目 18番地の3	
④本 籍	都道府県名	市区郡町村名
☐ 国籍	対象外	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



【証明書番号】 2023-0100A-71346

登記されていないことの証明書

①氏名	松本 栄二
②生年月日	対象外
③住所	
④本籍 国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71347

登記されていないことの証明書

①氏名	小野 吉雄
②生年月日	対象外
③住所	
④本籍	
☐ 外国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71349

登記されていないことの証明書

①氏名	天沼 智弘
②生年月日	対象外
③住所	
④本籍	
☐ 国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71351

登記されていないことの証明書

①氏 名	鈴木 理之
②生年月日	対象外
③住 所	
④本 籍	
☐ 国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71352

登記されていないことの証明書

①氏 名	比留間 澄枝	
②生年月日	対象外	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東京都	武蔵村山市
	丁目 大字 地番 中央 2丁目 18番地の3	
④本 籍	都道府県名	市区郡町村名
☐ 国籍	対象外	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和5年8月31日

東京法務局 登記官

榮 雅 枝



[証明書番号] 2023-0100A-71348

生活環境影響調查

不開示

の増設に伴う
生活環境影響調査書

令和5年10月

比留間運送株式会社

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1. 事業者の名称及び所在地	1
2. 対象事業の名称	1
3. 対象事業の概要	1
4. 対象事業の位置及び区域	1
5. 計画の内容	4
6. 環境保全計画	10
第2章 生活環境影響調査項目の選定	11
1. 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の整理	11
2. 生活環境影響調査項目として選定した項目及びその理由	11
3. 生活環境影響調査項目として選定しない項目及びその理由	12
第3章 地域概況	13
1. 自然的条件	13
2. 社会的条件	17
第4章 環境影響調査	21
1. 大気質	21
(1) 調査対象地域	21
(2) 現況把握	21
(3) 予 測	27
(4) 影響の分析	28
2. 騒 音	29
(1) 調査対象地域	29
(2) 現況把握	29
(3) 予 測	34
(4) 影響の分析	40
3. 振 動	41
(1) 調査対象地域	41
(2) 現況把握	41
(3) 予 測	44
(4) 影響の分析	48

第5章 総合的な評価	49
1. 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	49
(1)大気質（粉じん）	49
(2)騒 音	49
(3)振 動	50
2. 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	50
(1)大気質（粉じん）	50
(2)騒 音	50
(3)振 動	50
3. 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容	50
(1)大気質（粉じん）	50
(2)騒 音	50
(3)振 動	50

本書で使用している地形図等は、国土地理院発行の5万分の1電子地形図及び一般財団法人日本地図センター発行の1万分の1白地図、ゼンリン住宅地図を使用しています。

第 1 章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1. 事業者の名称及び所在地

事業者の名称:比留間運送株式会社

代表者氏名:代表取締役 比留間 宏明

所在地:東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

2. 対象事業の名称

対象事業の名称: 不開示

所在地:東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5 他 7 筆

3. 対象事業の概要

不開示

4. 対象事業の位置及び区域

不開示

不開示

不開示

5. 計画の内容

(1)処理施設

不開示

表 1-1 処理施設の変更概要

不開示

(2)稼働時間及び稼働日数

不開示

图1-3 轴测视图

不開示

不開示

(3)廃棄物の運搬計画

不開示

不開示

6. 環境保全計画

(1) 粉じん防止計画

不開示

(2) 騒音・振動防止計画

不開示

第2章 生活環境影響調査項目の選定

第2章 生活環境影響調査項目の選定

1. 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の整理

不開示

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

不開示

2. 生活環境影響調査項目として選定した項目及びその理由

(1) 大気質(施設の稼働)

不開示

(2) 騒音(施設の稼働)

不開示

(3) 振動(施設の稼働)

不開示

3. 生活環境影響調査項目として選定しない項目及びその理由

(1) 大気質、騒音・振動(廃棄物運搬車両の走行)

不開示

(2) 悪臭(施設からの悪臭の漏洩)

不開示

(3) 水質(施設排水の排出)

不開示

第 3 章 地域概況

第3章 地域概況

不開示

1. 自然的条件

(1) 気 象

不開示

表 3-1 気象の概要(立川市泉町測定局:2022 年)

不開示

図 3-1 年間風配図(立川市泉町測定局:2022 年)

(2)地形、地質

不開示

不開示

不開示

2. 社会的条件

(1)土地利用

不開示

(2)人家等の分布状況

不開示

表 3-2 事業地周辺の人口、世帯数(令和 4 年 12 月 1 日)

不開示

不開示

不開示

不開示

第 4 章 環境影響調査

第4章 環境影響調査

1. 大気質

不開示

(1) 調査対象地域

不開示

(2) 現況把握

① 現況把握の基本的考え方

不開示

② 現況把握項目

ア 大気質の状況

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

不開示

③ 現況把握方法

ア. 調査地点

不開示

イ. 調査時期

不開示

ウ. 調査方法

不開示

④ 現況把握結果

ア. 大気質の状況

不開示

表 4.1-1 浮遊粒子状物質測定結果(令和 3 年度)

不開示

表 4.1-2 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(平成 29～令和 3 年度)

不開示

表 4.1-1 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(平成 29～令和 3 年度)

不開示

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

(ア) 気象の状況

不開示

(イ) 地形の状況

不開示

(ウ) 土地利用の状況

不開示

(エ) 人家等の分布状況

不開示

(オ) 主要な大気汚染の発生源の状況

不開示

(カ) 関係法令の状況

不開示

表 4.1-3 一般粉じん発生施設の種類と構造等の基準(大気汚染防止法)

不開示

表 4.1-4 粉じんを発生する施設の構造基準等(環境確保条例)

不開示

表 4.1-5 浮遊粒子状物質に係る環境基準(環境基本法)

不開示

(3) 予 測

① 予測の基本的考え方

不 開 示

② 予測対象時期

不 開 示

③ 予測項目

不 開 示

④ 予測方法

ア. 予測範囲

不 開 示

イ. 予測手法

不 開 示

ウ. 予測条件

不 開 示

⑤ 予測結果の整理

不 開 示

不 開 示

(4) 影響の分析

① 分析の基本的考え方

不開示

② 分析の方法

ア. 影響の回避または低減に係る分析

不開示

イ. 生活環境保全上の目標との整合性に係る分析

(ア) 生活環境保全上の目標

不開示

(イ) 生活環境保全上の目標との整合性

不開示

2. 騒音

不開示

(1)調査対象地域

不開示

(2)現況把握

① 現況把握の基本的考え方

不開示

② 現況把握項目

ア. 騒音の状況

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

不開示

③ 現況把握方法

ア. 調査地点

不開示

イ. 調査時期

不開示

ウ. 調査方法

不開示

不開示

④ 現況把握結果

ア. 施設騒音の状況

不開示

表 4.2-1 施設騒音測定結果

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

(ア)地形の状況

不開示

(イ)土地利用の状況

不開示

(ウ)人家等の分布状況

不開示

(エ)主要な騒音の発生源の状況

不開示

(オ)関係法令の状況

不開示

表 4.2-2 「騒音規制法」の特定工場等に係る規制基準

不開示

表 4.2-3 「環境確保条例」の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

不開示

(3)予 測

① 予測の基本的考え方

不開示

② 予測対象時期

不開示

③ 予測項目

不開示

④ 予測方法

ア. 予測地点

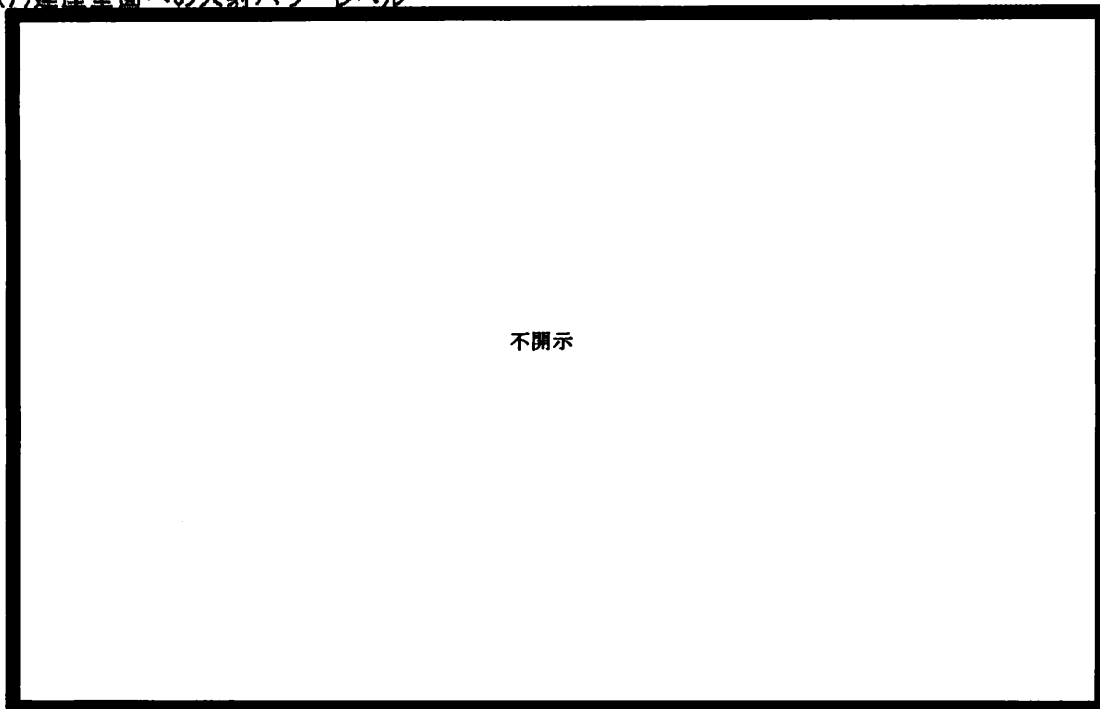
不開示

イ. 予測手法

不開示

ウ. 予測式

(7) 建屋壁面への入射パワーレベル



(イ) 外壁面のパワーレベル



(ウ) 伝搬計算



不開示

(エ) 予測地点における施設騒音レベルと暗騒音との重合

不開示

エ. 予測条件

(ア)設備機器の騒音レベル

不開示

表 4.2-4 騒音の発生源及び騒音レベル(増設設備)

不開示

(イ)内壁面の平均吸音率

不開示

表 4.2-5 内壁材の吸音率

不開示

(ウ)外壁面の総合透過損失

不開示

表 4.2-6 外壁材の透過損失

不開示

(I)超過減衰

不開示

(オ)暗騒音について

不開示

⑤ 予測結果

不開示

表 4.2-7 施設騒音の予測結果(敷地境界)

不開示

不開示

(4)影響の分析

① 分析の基本的考え方

不開示

② 分析の方法

ア. 影響の回避又は低減

不開示

イ. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

(7)生活環境の保全上の目標

不開示

(1)生活環境の保全上の目標との整合性

不開示

表 4.2-8 施設騒音(敷地境界)に係る生活環境保全上の目標との整合性

不開示

3. 振 動

不開示

(1) 調査対象地域

不開示

(2) 現況把握

① 現況把握の基本的な考え方

不開示

② 現況把握項目

ア. 振動の状況

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

不開示

③ 現況把握方法

ア. 調査地点

不開示

イ. 調査時期

不開示

ウ. 調査方法

不開示

④ 現況把握結果

ア. 施設振動の状況

不開示

表 4.3-1 施設振動測定結果

不開示

イ. 自然的条件及び社会的条件

(ア)地盤性状の状況

不開示

(イ)土地利用の状況

不開示

(ウ)人家等の分布状況

不開示

(エ)主要な振動の発生源の状況

不開示

(オ)関係法令の状況

不開示

表 4.3-2 「振動規制法」の特定工場等に係る規制基準

不開示

表 4.3-3 「環境確保条例」の工場・指定作業場に係る振動の規制基準

不開示

(3) 予 測

① 予測の基本的考え方

不開示

② 予測対象時期

不開示

③ 予測項目

不開示

④ 予測方法

ア. 予測地点

不開示

イ. 予測手法

不開示

ウ. 予測式

(ア) 伝搬計算(距離減衰)

不表示

(イ) 予測地点における振動レベルと暗振動との重合

不表示

エ. 予測条件

(ア) 設備機器の振動レベル

不表示

表 4.3-4 振動の発生源及び振動レベル(増設設備)

不表示

(イ)幾何減衰定数

不開示

(ウ)地盤の内部減衰定数

不開示

(エ)暗振動について

不開示

⑤ 予測結果

不開示

表 4.3-5 施設振動の予測結果(敷地境界)

不開示

不開示

(4) 影響の分析

① 分析の基本的考え方

不開示

② 分析の方法

ア. 影響の回避又は低減

不開示

イ. 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

(7) 生活環境の保全上の目標

不開示

(1) 生活環境保全上の目標との整合性

不開示

表 4.3-6 施設振動(敷地境界)に係る生活環境保全上の目標との整合性

不開示

第5章 総合的な評価

第5章 総合的な評価

1. 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

(1) 大気質(粉じん)

① 現況

不開示

② 予測、影響の分析

不開示

(2) 騒音

① 現況

不開示

② 予測、影響の分析

不開示

(3) 振 動

① 現 況

不開示

② 予測、影響の分析

不開示

2. 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 大気質(粉じん)

不開示

(2) 騒 音

不開示

(3) 振 動

不開示

3. 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 大気質(粉じん)

不開示

(2) 騒 音

不開示

(3) 振 動

不開示